

## 第 25 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 7 月 28 日)

1. 開催日時 令和4年7月28日(木) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	
7	松田純二	8		9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 151 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について  
 議案 第 152 号 農地法第3条 所有権の移転について  
 議案 第 153 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案 第 154 号 非農地証明願いについて  
 議案 第 155 号 農地あっせん委員の指名について
- 報告 第 95 号 農地法第4条の届出について  
 報告 第 96 号 農地法第5条の届出について  
 報告 第 97 号 農地法第18条第6項の通知について  
 報告 第 98 号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 協議 第 34 号 農用地利用配分計画 (案) について  
 協議 第 35 号 延岡市農業委員会農地パトロール (利用状況調査) 実施要領 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	松 田 真 寿 代
農 地 係 主 査	甲 斐 正 紀	農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

## 8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第25回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数19名中17名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号7番、松田純二委員と委員番号13番 貫藍委員の二人をお願いしたいと思います。  本日の予定ですが、議案第151号 農地法第3条 使用貸借権の設定についてから議案第155号 農地あっせん委員の指名についてまでの議案5件、報告案件4件、協議案件2件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、総会終了後に、利用状況調査に関する具体的な取組方法について15分程度、その後、研修の一環として「農業関係の主な補助事業」についての説明会を30分程度予定していますのでよろしくお願い致します。 また、総会資料と一緒に案内しておりますが、本日夜19時から、この場所で「農業関係事業個別説明会」が開催されます。各種事業についていろいろ聞ける良い機会ですので、ぜひご参加いただければと思います。
松田(宗)委員	それでは、議案第151号 農地法第3条 使用貸借権の設定について提案致します。整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。  委員番号3番 松田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は細見町、畑4筆で面積は3,153㎡です。貸人は小川町在住、借人は舞野町在住です。借人は団体職員で、繁殖牛5頭を飼育しており、申請地には牧草を植える予定です。尚、借人は議案第152号整理番号2番の譲受人と同一人物です。  借人の父は農家台帳にも登録があり、借人も兼業として父と農業に従事していましたが、借人は台帳登録されておらず、闇小作状態となっていたため、今回農業委員会を通して使用貸借契約をすることになったようです。  7月25日に、私、酒井推進委員と借人で現地調査を行いました。何も問題無いと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号2番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願い致します。
原田委員	委員番号18番 原田です。整理番号2番について説明致します。所在は稲葉崎町、畑1筆で674㎡です。貸人は稲葉崎町在住の親子で共有、息子は会社員です。借人は無鹿町在住です。  7月22日に借人の父、久富推進委員、私とで現地調査を行いました。何も問題無いと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局よりご説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書の1ページから2ページとなりますが、その前に議案書の2ページの整理番号1番につきまして訂正がございます。中程の契約期間についてですが、正しくは令和4年8月1日から令和14年7月31日となりますので、申し訳ございませんが訂正の程お願い致します。 それから補足ですが、整理番号1番の借人は、以前より就農されていましたが農地基本台帳に登録がなかったため、今回、正式に使用貸借契約を結んでいただき登録することとなりました。新規就農者としての扱いとはなりませんので、理由の欄は「農地台帳作成」としております。 以上を踏まえ、農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきまして、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
松田(純)委員	はい、松田純二委員。 整理番号1番の説明の中で「闇小作」という表現をされましたが、それはどうなのでしょう。
事 務 局	本来、農地の利用権を設定するにあたっては、農地法のもとで行うべきものであります。しかしながら、個人間での相対契約にて行っているところも残念ながらあり、それは農地法違反の状態であるため、そう表現することもあります。
原 田 委 員	以前から行政においてもそういう表現を使っており、私もよく耳にしています。通称としての使用なので問題は無いのではないかと考えています。
議 長	松田委員、そういうことでよろしいですか。
松田(純)委員	わかりました。
議 長	ほかに何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。  続きまして議案第152号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。

井本委員	<p>委員番号2番 井本です。整理番号1番について説明致します。所在は北川町川内名、畑3筆で 125 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人共に北川町川内名在住で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>7月23日、私と矢野(政)推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。</p> <p>互いに数十年前から口約束で農地を交換して、それぞれ耕作していたところを、正式に所有権移転するという経緯のものです。1筆は申し分ないのですが、もう1筆が斜面地でありました。しかしながら、柿、梅などの果樹を栽培しており、肥培管理も行われておりましたので、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議願います。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	<p>委員番号3番 松田です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は舞野町、畑1筆で 181 m<sup>2</sup>です。譲渡人は富美山町在住、譲受人は舞野町在住で、議案第151号整理番号1番と同一人物です。</p> <p>7月25日、私と、酒井推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。現地は、譲受人の自宅と牛小屋の間の農地であり、以前より譲受人が耕作していたが、譲渡人より購入してほしいとの希望があり、今回の申請となりました。特に問題はないと思われるので、ご審議願います。</p>
議長	次に、整理番号3番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	<p>委員番号4番 牧野です。整理番号3番について説明致します。所在は三須町、田3筆で計 1,146 m<sup>2</sup>です。譲渡人は出北在住、譲受人は三須町在住です。</p> <p>7月24日に、私と、甲斐(秀)推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。</p> <p>農地の一部に竹藪が見られ、完全に除去するにはかなり掘り起こす必要があると思われませんが、牧草を作る予定にしているため、野菜等と比べると影響は少ないと考えられます。農地として利用するのに問題ないと思われるので、ご審議願いたいと思います。</p>
議長	次に、整理番号4番及び5番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高橋委員	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号4番及び5番について説明致します。まず整理番号4番ですが、所在は片田町、田1筆で 236 m<sup>2</sup>です。譲渡人は三須町在住と宮崎市佐土原町在住の二人です。譲受人は平原町在住です。</p> <p>次に整理番号5番について説明致します。所在は片田町、田1筆で 138 m<sup>2</sup>です。譲渡人は三須町在住、譲受人は整理番号4番と同一人物で、平原町在住です。</p> <p>7月26日に私と、甲斐(安)推進委員、譲受人の3人で現地を確認しました。</p> <p>現況としましては、4番・5番とも雑草を刈るなど、畑として管理しており境界も明確でありました。両筆ともに牛舎の近くに位置しており、牧草を作る予定とのこと。問題ないと思われしますので、ご審議願いたいと思います。</p>
議長	次に、整理番号6番および7番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	委員番号15番 菊池です。整理番号6番および7番について説明致します。この案件は、

	<p>互いの農地を交換しようというものです。6番は所在は北方町角田、畑1筆で314㎡です。7番も所在は北方町角田、田2筆で合計面積は280㎡です。それぞれの譲渡人、譲受人とも北方町角田在住です。</p> <p>7月25日に、私と、甲斐(正)推進委員、整理番号6番の譲渡人の3人で現地調査を行いました。</p> <p>整理番号7番の農地は段々の斜面地になっていましたが、自宅から近い位置の農地同士であり、互いに納得した上での交換となっています。特に問題はないと思われますのでご審議をお願いします。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは事務局よりご説明いたします。</p> <p>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。補足ですが、整理番号2番の譲受人は、議案151号、使用貸借の整理番号1番にて説明した方と同一人物であり、以前より就農されていましたが今回、農地基本台帳に登録した方です。</p> <p>以上をふまえ、農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきまして、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事 務 局	<p>続きまして議案第153号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは議案第153号、農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年又は10年の賃借権又は使用貸借権となっています。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

		何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員		(挙手)
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第 154 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員		推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。所在は大貫町、申請人は4人でそれぞれ桜小路在住、小林市在住、長崎県諫早市在住、長崎市在住です。申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地ということです。 7月26日に、私と、甲斐会長、松田(成)推進委員で現地調査を行いました。当日、市内在住の申請人が体調不良であったため、その娘さんが代理で立ち会ってくれました。 現地はゴルフ練習場に挟まれた土地であり、10年以上耕作されておらず、現況は原野であると判断しました。今後売却を予定しているとのことでありましたが、皆さまのご審議をお願いいたします。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員		(挙手)
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第155号、農地あっせん委員の指名について提案致します。申し出の理由としましては、大門町の農地を売却したいということです。 では、今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号 18 番 原田博史委員と梅田稔夫農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員		(挙手)



議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。指名された委員の方はよろしくお願いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 95 号、農地法第 4 条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、2 件の届出があり、田が 2 筆の 998 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆の 93 m<sup>2</sup>、合計 3 筆の 1,091 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に報告第 96 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書に記載しております 10 件の届出があり、田が 6 筆の 2,699 m<sup>2</sup>、畑が 9 筆の 1,446 m<sup>2</sup>、合計 15 筆の 4,145 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 97 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書に記載しております 8 件の届出があり、田が 12 筆の 14,586 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 7,117 m<sup>2</sup>、合計 14 筆の 21,703 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 98 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>今回は 3 件の届出があり、田が 18 筆の 9,238 m<sup>2</sup>、畑が 14 筆の 5,066 m<sup>2</sup>、合計 32 筆の 14,304 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第 34 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは、協議第 34 号、農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 153 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>今回、議案書の整理番号 1 番から整理番号 21 番まで全部が個別案件での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、13 名の出し手から計 21 筆、31,247 m<sup>2</sup>の農地を 個人 6 名、1 法人に配分する計画となっております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に、協議第 35 号 延岡市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>

事務局

(事務局より説明)

議長

ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。

質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。

次に「その他」ですが、何かございませんか。

次に事務局より連絡事項について説明をお願い致します。

事務局

(事務局より説明)

議長

以上を持ちまして第 25 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長

甲斐壽徳

7 番

松田 純二

13 番

貫 蓋



